

三原市道路等包括維持管理業務委託

企画提案依頼説明書

令和8年5月

三原市

## 三原市道路等包括維持管理業務委託 企画提案依頼説明書

### 1 目的

この説明書は、「三原市道路等包括維持管理業務委託」（以下、「本業務」という。）において、業務目的達成に資する提案を広く募集し、優れた企画力と業務遂行能力を有する業者を選定するための、公募型プロポーザルの手続きに必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の趣旨

社会インフラは、供用開始から長年が経過し急速な老朽化が進行している。特に高度経済成長期以降に整備された膨大な施設群が、今後一斉に更新時期を迎えることは喫緊の課題である。これに加え、少子高齢化や生産年齢人口の減少といった社会構造の変化により、維持管理を支える土木技術者の確保は年々困難を極めている。

こうした状況のなか、これまでのような「施設分野ごとに行う個別最適」の管理を継続したままでは、将来的に管理能力の限界を迎えることは避けられない。今後は、先人が築き上げた貴重なインフラ資産を、限られたリソースの中で適切な優先順位に基づき、より長く、大切に使い続ける事へと転換することが求められている。

そこで本業務では、道路・河川・公園・広場等の日常維持管理を対象に、多分野が連携した体制のもと、巡回・点検、軽微な補修、住民要望対応を一体的に実施する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を試行する。

本業務を通じ、民間事業者が持つ高度な創意工夫やノウハウを存分に活用し、分野横断による業務の効率化、対応の迅速化及び維持管理品質の確保を図る。本試行によって運用上の課題や成果を的確に検証し、三原市の地域特性に最適化された「持続可能なインフラマネジメント」の実現を目指すものである。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名称

三原市道路等包括維持管理業務委託

#### (2) 業務内容

道路、河川、公園、広場等の維持管理及び要望相談受付対応

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

#### (4) 事業の規模

820,555千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※参考見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

#### 4 参加資格要件

本プロポーザルに係る提案参加申込書及び企画提案書を提出できる者は、共同企業体又は事業協同組合である。単独企業での参加は認めない。

共同企業体は次の(1)、(2)の、事業協同組合は(1)、(3)の各要件を全て満たすものとする。また、本プロポーザルの提案参加申込書及び企画提案書の提出者が、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

##### (1) 共通（共同企業体又は事業協同組合）

ア 構成員（又は組合員）は、三原市内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。ただし、効率的な維持管理及び維持管理に関する技術力の向上を目的とした参画であれば、次のいずれかに該当する者を構成員（又は組合員）に含むことができ、業務実施責任者への配置も可能とする。

(ア) 広島県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者

(イ) 包括業務において、マネジメント業務に類似する業務の受託実績がある者（単独、共同企業体を問わない）

イ 三原市の令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿において、住所区分が市内かつ土木一式工事で格付等級がA以上で登録されている、構成員（又は組合員）を1者以上含むこと。

ウ 過去5年間（令和3年度以降）に、三原市から次に示す各業務を元請として受注した実績がある構成員（又は組合員）を含むこと。

市道等維持補修業務、市道舗装補修業務、街路樹木管理業務

エ 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。

オ 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始がなされていないこと。

カ 構成員は、公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、三原市に対する債務に滞納がないこと。

キ 構成員は、次に掲げる事項について承諾又は順守すること。

(ア) 三原市が優先契約候補者を選定後、当該者と協議の上、調達内容を確定させること。

(イ) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とすること。

(ウ) 提出した書類等については、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開すること。

(エ) 三原市に対する債務がないことを三原市が調査すること。

- (オ) 締切り期限経過後の提出は認めないこと。(プレゼンテーション時の提案書サマリーを含む。)
- (カ) 提出物の変更又は返却は認めないこと。
- (キ) 仕様に不適合な事項がある場合で、提案書に不適合事項として記載がないときは、全て仕様に適合しているものとして審査するため、仕様に適合させるために追加となる費用を負担すること。
- (ク) 2次審査の結果を、三原市ホームページに掲載すること。
- (ケ) 提供する全ての情報について、提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。
- (コ) 提案依頼参加申込書を提出した以降に、三原市から依頼した以外の営業行為及び庁舎外での折衝等(第三者を介するものを含む。)を行わないこと。
- ク 構成員は、公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国、都道府県、三原市から指名除外を受けていない者であること。
- ケ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。
- コ 構成員(又は組合員)は、プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員(又は組合員)と重複していないこと。
- サ 構成員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定していない者であること。

## (2) 共同企業体

- ア 運営形態は甲型、乙型を問わない。
- イ 事業協同組合が構成員として参画することを認める。
- ウ 構成員の数は、2者から10者程度とする。
- エ 建設業法の許可業種である土木工事業、舗装工事業、造園工事業の許可を得ている構成員を各1者以上含むこと。(建設業許可証の写しを添付すること)

## (3) 事業協同組合

- ア 運営形態は共同施工方式、分担施工方式を問わない。
- イ 定款でインフラ維持管理の共同受注を目的としていること。
- ウ 事業協同組合として土木工事業、舗装工事業及び造園工事業の許可を得ているか、又は同要件を満たしている各1者以上の組合員を含むこと。(建設業許可証の写しを添付すること)

## 5 技術者要件

本業務の実施にあたり、統括業務責任者、各業務実施責任者(巡回業務、維持管理業務、

樹木管理業務、施設点検業務)を配置すること。統括業務責任者と各業務実施責任者は兼任することができるが、各業務責任者の兼任は認めない(最低4名の配置)。各責任者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 統括業務責任者

統括業務責任者は、本業務の管理を行う責任者として、技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士(以下「1級又は2級土木施工管理技士」という。)のいずれかの有資格者とする。

(2) 各業務実施責任者

各業務実施責任者は、業務ごとに表1のと通りの有資格者とする。

表1 各業務実施責任者に求める資格

業務実施責任者	所管業務	必要な資格 (いずれか1つ)
巡回業務	巡回業務(市道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> </ul>
維持管理業務	道路維持補修業務、河川維持補修業務、公園・広場維持管理業務、県施設維持補修業務、交通安全施設整備業務、道路附属物維持補修業務、舗装維持補修業務 ※樹木に係る業務は除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> </ul>
樹木管理業務	点検業務、道路維持補修業務、公園・広場維持管理業務、県施設維持補修業務の内、樹木に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門-建設・農業又は建設・農業部門)</li> <li>・1級又は2級土木・造園施工管理技士</li> </ul>
施設点検業務	遊具点検業務、道路関係設備管理業務、橋梁定期点検業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)</li> <li>・RCCM(道路又は鋼構造及びコンクリート)</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> </ul>

## 6 プロポーザルの日程

項目	日程
公募（参加申込み受付）開始	令和8年5月22日（金）
プロポーザル実施要領書等に関する質問受付 期限	令和8年6月2日（火）17時まで
上記質問に対する回答（ホームページ公表）	令和8年6月5日（金）を予定
参加申込み受付期限	令和8年6月12日（金）17時まで
1次審査資料提出期限	令和8年6月19日（金）17時まで
1次審査結果通知	令和8年6月26日（金）
2次審査資料提出期限	令和8年7月14日（火）17時まで
プレゼンテーション	令和8年7月22日（水）を予定
選定結果通知	令和8年7月23日（木）
仮契約の締結 ※ 9月議会で議決後、本契約へ移行	令和8年8月上旬頃を予定
業務開始日	令和8年10月1日（木）

## 7 問い合わせ及び提出先

三原市 建設部土木管理課 担当：竹本、西原

住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号（本庁舎5階）

電話：0848-67-6092（直通） Fax：0848-64-6057

Eメール：dobokukanri@city.mihara.hiroshima.jp

## 8 質問及び回答

### (1) 質問方法

提供する資料に関する質問がある場合は、標題を「三原市道路等包括維持管理業務委託に関する質問」とし、質問書（様式第1号）を添付して、電子メールで提出すること。  
受信確認のため、提出した際は電話でその旨を担当者まで連絡すること。

### (2) 回答方法

全質問を一括して令和8年6月5日（金）（予定）までに、三原市ホームページに掲載する。

## 9 参加手続き（1次審査資料の提出）

### (1) 参加の申込み

参加申込み受付期限までに、提案参加申込書（様式第2号）に代表取締役等の契約権限を有する者が記名して、電子メールまたはファイル共有サービスで提出すること。

(2) 書類の提供

提出様式については、三原市ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出書類（1次審査資料）

次の書類を、電子メールまたはファイル共有サービスで提出すること。なお、4参加資格条件(1)イの名簿に登録がない場合は、※1～※4の書類も併せて提出すること。

ア 共同企業体（又は事業協同組合）構成表（様式第3号）

イ 構成員状況表（様式第4号）

ウ 構成員（または組員）実績表（様式第5号）

エ 業務実施体制（様式第6号）

オ 配置技術者（様式第7号）（保有資格証の写しを添付すること。）

カ 委任状（支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出）（様式第8号）

キ 必要書類一覧表（1次審査資料）（様式第9号）

※1 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）

※2 印鑑証明書

※3 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近1年分）

※4 三原市に対して税の滞納が無い証明

(4) 参加の辞退

提案参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、代表者名・押印による任意様式の書面で申し出ること。

## 10 1次審査

(1) 提出のあった1次審査資料により、数者程度を選定する。

(2) 1次審査の結果は、いずれの場合であっても、電子メールで通知する。

(3) 1次審査で選定した者に対しては、2次審査資料の提出依頼及びプレゼンテーションの日程を通知する。

## 11 2次審査資料の提出

(1) 提出書類

次に掲げる資料を提出すること。提出方法は電子メールまたはファイル共有サービスとする。

ア 企画提案書（様式第10号）

加速度的に老朽化するインフラ維持管理に対応するため、三原市では、官民が総力を挙げて効率的な維持管理を実施する必要があると考えている。そのため、民間事業者の持つ創意工夫やノウハウを活用し、分野横断による業務の効率化、対応の迅速化を期待している。この事を踏まえ、次のテーマについて提案するものとする。

- (ア) 基本テーマ
  - ①本業務の取組方針（様式第 10-1 号）
  - ②本業務の実施体制（様式第 10-2 号）
- (イ) 特定テーマ（期待する効果）
  - ③【地域住民】円滑な住民要望対応の実施体制（様式第 10-3 号）
  - ④【コスト縮減】維持管理業務の効率化等に関する創意工夫（様式第 10-4 号）
  - ⑤【市内事業者】三原地域の建設業者者との連携（様式第 10-5 号）
- イ 見積書（任意様式）

## 12 2次審査

- (1) プレゼンテーション
  - ア 日時及び場所 別途通知
  - イ 内容 企画提案書の説明
  - ウ 時間 説明等 30 分、質疑 30 分
  - エ 参加者 選定委員 7 人及び事務局等
  - オ 準備物 HDMI 端子モニター、プロジェクター及びスクリーンを除く必要な機材
- (2) 優先契約候補者の選定
  - 1 次審査の内容に加えて、企画提案書の内容を総合的に評価し、優先契約候補者及び次点者を選定する。
- (3) 選定結果通知
  - 2 次審査の結果は、いずれの場合であっても、電子メールで通知する。
- (4) 審査結果に対する異議申し立てについて
  - 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## 13 契約相手決定

- (1) 2 次審査で決定した優先契約候補者と契約に向けた協議を実施し、仕様、スケジュール、契約額等の条件で合意した場合は契約を締結する。合意に至らない場合は、優先契約候補者とは契約を締結せず、次点者と同様の協議を実施する。ここで合意しない場合は、本プロポーザルによる契約は不成立とし、別途、再公募を実施する。
- (2) 契約に至った場合は、次に掲げる事項は、三原市ホームページに掲載する。
  - ア 契約の相手方
  - イ 契約金額
  - ウ 2 次審査結果（契約の相手方以外の参加者は匿名とする。）
  - エ 選定委員会議事概要

#### 14 その他

発注者が本プロポーザルのために作成した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできないものとする。

別表 審査基準

評価項目		評価基準	配点	
1次審査 (参加資格内容の確認)	地域貢献度 (様式第3号)	<p>構成員（又は組合員）の所在地が次のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員（又は組合員）の全てが三原市内に本社、本店、支店又は営業所がある。</li> <li>・広島県内に本社、本店、支店又は営業所を有している構成員（又は組合員）が参加している。</li> <li>・日本国内に本社、本店、支店又は営業所を有している構成員（又は組合員）が参加している。</li> </ul>	10点	
	業務実績 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員（又は組合員）のいずれかが、本業務に活かせる包括管理業務（道路施設・類似業務含む）の受注実績がある。</li> <li>・構成員（又は組合員）のいずれかが、本業務に活かせる包括管理業務（施設分野は問わない・類似業務含む）の受注実績がある。</li> </ul>	5点	
	技術的資格	総括業務実施責任者 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）又は1級土木施工管理技士のいずれかの有資格者。</li> <li>・2級土木施工管理技士の有資格者。</li> </ul>	2点
		業務実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）又は1級土木施工管理技士のいずれかの有資格者。</li> <li>・2級土木施工管理技士の有資格者。</li> </ul>	2点
	維持管理業務実施責任者 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）又は1級土木施工管理技士のいずれかの有資格者。</li> <li>・2級土木施工管理技士の有資格者。</li> </ul>	2点	

		業務実施責任者	樹木管理業務 実施責任者 (様式第7号)	・技術士(総合技術監理部門-建設・農業又は建設・農業部門)又は1級土木・造園施工管理技士のいずれかの有資格者。 ・2級土木・造園施工管理技士の有資格者。	2点
			施設管理業務 実施責任者 (様式第7号)	・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)又はRCCM(道路又は鋼構造及びコンクリート)又は1級土木施工管理技士のいずれかの有資格者。 ・2級土木施工管理技士の有資格者。	2点
		①小計			
2次審査 (企画提案書)	基本テーマ	①本業務の取組方針 (様式第10-1号)	業務を実施するにあたっての基本的な考え方、方針等により、包括業務の目的、内容を理解できているかを評価する。	5点	
		②本業務の実施体制 (様式第10-2号)	業務の実施体制、役割分担、業務遂行上の配慮事項、実施フロー等について評価する。	10点	
	特定テーマ (期待する効果)	③【地域住民】円滑な住民要望対応の実施体制 (様式第10-3号)	市民サービスの向上を目的とし、市民が受注者に直接通報する情報発信、窓口業務の実施体制、市民への確実な対応方法等について、具体的な提案となっているかを評価する。	15点	
		④【創意工夫】維持管理業務の効率化に関する創意工夫 (様式第10-4号)	従来の維持管理の手法から新技術を活用する等、業務の効率化等について、具体的な提案となっているかを評価する。	15点	
		⑤【市内事業者】三原地域の建設業者との連携 (様式第10-5号)	令和8年度に三原市の維持補修業務委託契約を締結した、三原地域の建設業者約50者との連携について、具体的な提案となっているか。また、業務実施体制、担当	20点	

		区域分け、支払い方法等、具体的な記載があるかを評価する。	
	見積書（任意様式）	実効性の認められる適切な価格設定であり、かつ委託料上限額の範囲内で必要最少限に抑えられているかを評価する。	10点
	②小計		75点
	合計(①+②)		100点